

(協) 霊商スタンプ会

# 【霊山町共通商品券】

## 払戻しのご案内

平素は(協) 霊商スタンプ会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、(協) 霊商スタンプ会は9月30日を持ちまして、「霊山町共通商品券」を終了いたしました。つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しを行います。

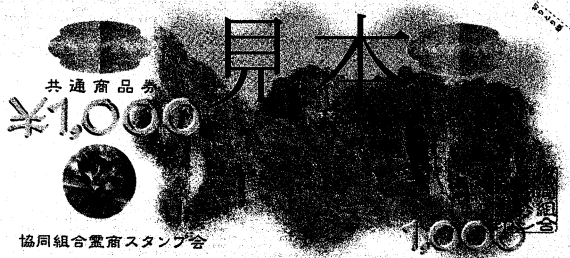
下記の商品券をお持ちの方は、申出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

### ■ 払戻しを行う発行者

協同組合 霊商スタンプ会

### ■ 払戻しの対象となる商品券

協同組合 霊商スタンプ会 にて発行された 額面500円及び 額面1,000円商品券



### ■ 申出期間

令和3年10月1日〔金〕から令和3年11月30日〔火〕まで

※ 上記申出期間に申出されない方は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください

### ■ 申出及び払戻方法

カワシロヤに直接ご持参下さい。現金による払戻しを行います。

[受付時間：平日午前10時～午後3時]

### ■ 払戻しができない場合

霊山町共通商品券が偽造又は変造されたもの

霊山町共通商品券の2分の1以上が滅失しているもの

霊山町共通商品券の破損、汚損が著しいもの

〈本件に関するお問い合わせ〉

カワシロヤ

〒960-0801

伊達市霊山町掛田字新町8番地 【平日:午前10時～午後3時】

電話 024-586-1226